

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 11 日（金）第3415号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（2件）（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3
- 河川敷地の用途廃止（河川課取扱い） 3
- 平成30年度高圧ガス等免状交付業務委託（消防保安課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4
- 道路の位置指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告（商工政策課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年 5 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
カノン薬局	始良市加治木町本町378-1	平成30年 3月31日	精神通院医療
エンゼルキッズ薬局	鹿児島市宇宿八丁目8番23号	平成30年 4月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年 5 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
みなみの薬局	鹿児島市長田町15-8	平成30年	精神通院医療

		4月30日	
高見馬場薬局	鹿児島市山之口町1番15号E P鹿児島ビル1F	平成30年 4月30日	精神通院医療
アルモニー薬局	鹿児島市山下町8番1号1F	平成30年 4月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ヘルシーウェル薬局本店	鹿児島市易居町1番27号	平成30年 5月1日	精神通院医療
エンゼルキッズ薬局	鹿児島市宇宿八丁目8番23号	平成30年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
みなみの薬局	鹿児島市長田町15番8号	平成30年 5月1日	精神通院医療
高見馬場薬局	鹿児島市山之口町1番15号1 F	平成30年 5月1日	精神通院医療
アルモニー薬局	鹿児島市山下町8番1号1F	平成30年 5月1日	精神通院医療
とまりぎ薬局	鹿児島市樋之口町2番1- 101号	平成30年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
きらら薬局	霧島市国分新町二丁目3番13 号	平成30年 5月1日	育成医療・更 生医療
新星薬局松島店	西之表市西之表7465番地5	平成30年 5月1日	育成医療・更 生医療
元気薬局	熊毛郡南種子町中之上1700番 157	平成30年 5月1日	育成医療・更 生医療
そうごう薬局永利店	薩摩川内市永利町2452-5	平成30年 5月1日	育成医療・更 生医療
そうごう薬局開聞店	指宿市開聞十町1298-1	平成30年	育成医療・更

		5月1日	生医療
--	--	------	-----

鹿児島県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
そうごう薬局永利店	薩摩川内市永利町2452-5	平成30年 5月1日	精神通院医療
そうごう薬局開聞店	指宿市開聞十町1298-1	平成30年 5月1日	精神通院医療
たんぼぼ薬局	霧島市国分敷根字駒方1374-7	平成30年 5月1日	精神通院医療
さくらんぼ薬局	姶良市加治木町諏訪町176番地2	平成30年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ふくしサービス センターすまい るママ	鹿屋市新川町 869	社会福祉法人グ リーンコープ	福岡市博多区博 多駅前一丁目5 番1号	行岡 良治	平成30年 4月30日	訪問介護

鹿児島県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南さつま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（デジタルカラー撮影（地図情報レベル1000）及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業の期間 平成30年5月1日から同年9月1日まで
- 3 作業の地域 南さつま市全域（宇治及び草垣群島を除く。）

鹿児島県告示第561号

一級河川川内川水系市比野川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備えて縦覧に供する。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
川内川水系市比野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成30年 5 月 11 日

3 廃川敷地等の位置

薩摩川内市樋脇町塔之原字平畑11006番地 3

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 種類 土地

(2) 数量 288平方メートル

鹿児島県告示第562号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

平成30年 5 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液化石油ガス）責任者免状、丙種化学（特別試験科目）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状、第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事務にすること。

- (1) 免状の交付申請書の配布、受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布、受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成、保管及び整理
- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号

高圧ガス保安協会本部

3 委託期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで

北薩地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年 5 月 11 日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 そらふね	薩摩川内市田海 町400-1	株式会社薩摩美 ろく本舗	薩摩川内市中郷 町6485番地7	小田原 浩	平成30年 3月20日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 5 月 11 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年	鹿屋市旭原町3592	肝属郡肝付町後田字二本	33.67	4.19~4.21

3月8日	番地38-110号 株式会社ライフ・ ホーム 代表取締役 福山真一郎	松3070番4		
------	--	---------	--	--

大隅地域振興局告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年5月11日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 4月18日	肝属郡肝付町前田 3868番地 藤重秋三	肝属郡肝付町前田字毛戸 口4735番4及び4736番1	43.28	4.86～6.02

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年5月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タカプラ
鹿児島市千日町1番12号
- 2 届出者の名称及び住所
高島屋開発株式会社
鹿児島市千日町1番12号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,012平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年2月12日